重 要 事 項 説 明 書

ご入居者に対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令に基づいて、当事業者がご入居者に説明すべき事項は次の通りです。

1 事業者

法人名	社会福祉法人 シティ・ケアサービス
法人所在地	福岡市南区長住3丁目7番1号
代表者名	理事長 脇山 章治
電話番号	$0\ 9\ 2-5\ 5\ 4-0\ 2\ 9\ 4$

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム シティケア長住
施設の所在地	福岡市南区長住3丁目7番1号
施設長名	大林 賢士
電話番号	$0\ 9\ 2-5\ 5\ 4-0\ 2\ 9\ 4$
ファクシミリ番号	0 9 2 - 5 5 4 - 0 2 9 5

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		福岡県知事の事業者指定番号	利用定数
施設	特別養護老人ホーム	福岡県 4071100699 号	50人
	介護予防通所介護	短回 4071100C01 日	9.5.1
	通所介護	福岡県 4071100681 号	35人
	介護予防短期入所生活介護	每四日 4071100000 日	1.0.1
在宅短期入所生活介護		福岡県 4071100699 号	10人
	介護予防訪問介護	短回 4071200207 日	
	訪問介護	福岡県 4071300307 号	
居宅介	護支援事業	福岡県 4071300208 号	

4 施設の概要

特別養護老人ホーム

建物	構造	鉄筋コンクリー	- 卜造 地下1階地上	5階建(耐火建築)
	延べ床面積	5738. 23	1 m²	
	利用定員	50名		
居室	居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
	1人部屋	(26)室	16.64 m²	16.64 m²
	4人部屋	(6)室	51. 99 m²	12. 99 m²

5 施設の目的及び基本方針

- (1) 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭に おいて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜供与、その他日常 生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、ご入居者がその 有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように努めます。
- (2) 施設は、ご入居者の意思及び人格を尊重し、常にご入居者の立場に立って介護福祉施設サービスの提供に努めます。
- (3) 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、 市町村等保険者(以下「保険者」という)、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、 他の介護保険施設その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携 に努めます。
- 6 職員体制 (短期入所含む)

(1) 施設長(管理者)1名(6) 介護支援専門員1名以上(2) 事務員1名以上(7) 医師(嘱託)1名(3) 生活相談員1名以上(8) 管理栄養士1名以上

(4) 介護職員 20 名以上

(5) 看護職員 2名

7 職員の職務

(1) 施設長(管理者)

施設の従業者及び業務の一元的な管理を行う。

(2) 事務員

庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

入居者及び家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう、施設内のサービス調整、他の機関との連携等を行う。

(4) 介護職員

入居者の心身状況を的確に把握し、当事業のサービス計画に基づく、入浴、排泄、 食事その他の日常生活の介護、相談、援助業務等を行う。

(5) 看護職員

入居者の健康状態を的確に把握し、当事業のサービス計画に基づく適切な看護、保健 衛生業務等を行う。

(6) 機能訓練指導員

入居者の機能訓練の指導等を行う。

(7) 医師(嘱託)

入居者の診療及び保健衛生の管理指導等を行う。

(8) 管理栄養士

入居者の栄養状態を的確に把握し、当事業のサービス計画に基づく適切な食事・栄養 に関する指導、相談業務、給食管理等を行う。

8 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)常勤で勤務	4週8休
介護職員	・早番 (7:00~16:00)	
	日勤(9:00~18:00)	
	遅出(12:00~21:00)	原則として
	夜勤(17:00~10:00)	4週8休
	・夜勤時間帯を除いて、1フロア1人以上の介護職員が	
	勤務します。	
看護職員	・正規の勤務時間帯(7:30~19:00)、原則と	
	して2名体制で勤務します。	原則として
	・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備	4週8休
	えます。	
介護支援専門員	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)常勤で勤務	4週8休
医 師	週1日(火曜日)	
管理栄養士	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)常勤で勤務	4週8休

9 施設サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種類	内
食事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮し
	たバラエティに富んだ食事を提供します。
	・自立支援のため離床して食堂で食事をとっていただくことを原則
	と致します。
	(食事時間) 朝食 8:00~ 9:00
	昼食 12:00~13:00
	夕食 18:00~19:00
排泄	・ご入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の
	自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・年間を通じて週2回の入浴又は清拭を行います。
八竹	・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能 です。
	<u> </u>
離床、着替え	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
整容等	・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
	・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助を
	します。
	・シーツ交換は、週1回実施します。
健康管理	・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。
医尿 自 生	・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責
	任をもって引継ぎます。
	・入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて
	できるだけ配慮します。
	(当施設の嘱託医)
	診療所:松岡内科胃腸科クリニック

	代表者:松岡 義博 医師 (院長)
	診療科:内科
	診察日:毎週 火曜日
 相談及び援助	・当施設は、ご入居者及びそのご家族からの相談について、誠意を
140000	もって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
	(相談窓口) 生活相談員
社会生活上の	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での
便宜	生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を
	企画します。
	・主な娯楽設備 サークル活動、喫茶コーナー
	・主なレクリエーション行事(誕生会等)
	・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及びご家族
	の状況によっては、その手続きを代行いたします。

(2)介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	毎月2回、出張理髪サービスを利用いただけます。
	ご入居者又はご家族の選定による日常生活物品や嗜好品の購入、医療機関等への支払が困難な場合にご入居者、ご家族の同意を得た上で、購入・支払を代行します。 施設が立て替えた購入・支払代金は、後日、利用料と併せてご請求します。金額は請求明細、領収書(原本)にてご確認下さい。
	施設は、ご入居者又はご家族からの依頼に基づき、保険証等の 書類について管理・保管します。管理及び保管の手続きは、 「預り証」にて行います。 施設は、ご入居者の現金、預貯金、その他財産の管理・保管を 原則として行いません。お小遣い等ご入居者が管理される貴重品 の紛失について、施設は責任を負いかねますので、ご了承下さい。

10 利用料

(1) 法定給付

<u>) 法定給付</u> 区 分		 利 用	料
	介護報酬の告示上の智		11
			5負担額。以下の表内は1
	割負担の場合で記載。)※月は30日計算	
		要介護度	利用者負担
		交升 吸及	(1割)
		≖ ∧ <i>=</i> #: •	585 円/目
		要介護 1	17,550 円/月
ᄮᄼᄽᇒᅑᄻ		要介護 2	656 円/日
法定代理受領 の場合	個室・多床室とも	安川 護 乙	19,680 円/月
		要介護 3	729 円/日
		安月 曖 0	21,870 円/月
		要介護 4	800 円/日
		安月 曖 4	24,000 円/月
		要介護 5	870 円/日
		安月暖り	26, 100 円/月
	① 日常生活継続支払	38 円/日	
	② 夜勤職員配置加算	23 円/日	
	③ 精神科療養指導力	6 円/日	
	④ 看護体制加算(I	7 円/日	
	⑤ 看護体制加算(]	14 円/日	
	(6) 栄養マネジメン	15 円/日	
		目から30日、30日以	
	の入院後の再入所も同窓 外泊時費用	司様) 入院及び居宅等への外	<u> </u>
	(月6回限度)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	257 円/日
その他の加算	⑨ サービス提供体制	削強化加算 (I)	19 円/日
C 47 1E 47 70 3F	⑩ 療養食加算		7 円/回
	⑪ 経口維持加算([)	418 円/回
	⑫ 経口維持加算(1		105 円/回
	⑬ 経口移行加算		30 円/日
	④ 口腔衛生管理体制	削加算	32 円/月
	⑤ 口腔衛生管理加算	<u> </u>	94 円/月
	⑯ 看取り介護加算	(I) 死亡日 30 日前~4 日前	前 151 円/日
		(I) 死亡日前々日、前日	711 円/日
	看取り介護加算		1,338円/日
		(Ⅱ) 死亡日 30 日前~4 日前	
		(Ⅱ) 死亡日前々日、前日	816 円/日
	看取り介護加算	(川) 死し目	1,652 円/日

(I	8 若年性認知症入所者受入加算	126 円/日
<u></u>	 9 個別機能訓練加算	13 円/目
2	 ⑨ 認知症専門ケア加算 (I)	4 円/目
2	① 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5 円/目
-	② 退所前訪問相談援助加算(入所中 1 回)	481 円/垣
-	③ 退所後訪問相談援助加算(退所後1回)	481 円/垣
(2	 ④ 退所時相談援助加算 (1回のみ)	418 円/回
(2	③ 退所前連携加算 (1回のみ)	523 円/垣
-	6 在宅復帰支援機能加算	11 円/目
-	② 在宅・入所相互利用加算	42 円/目
-	3 認知症行動・心理症状緊急対応加算	1
-	(7日限度)	209 円/目
Q	9配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	680 円/国
-	 ⑪配置医師緊急時対応加算(深夜)	1,359円/回
[3	 D生活機能向上連携加算	209 円/月
-	 ②排せつ支援加算	105 円/月
-	 ③褥瘡マネジメント加算	11 円/月
-	 9在宅サービス利用加算	586 円/月
-		314 円/月
-	多一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	418 円/匠
	⑦ 介護職員処遇改善加算 I (基本負担+①~③の該当項目)×8.3% 介護職員処遇改善加算 II (基本負担+①~③の該当項目)×6.0% 介護職員処遇改善加算 III (基本負担+①~③の該当項目)×3.3% 介護職員処遇改善加算 IV (基本負担+①~③の該当項目)×0.9% 介護職員処遇改善加算 V (基本負担+①~③の該当項目)×0.8% ※本加算は、算定要件を満たした場合に、I~加算されます。 ⑧介護職員等特定処遇改善加算 I (基本負担+①~③の該当項目)×2.7% 介護職員等特定処遇改善加算 II (基本負担+①~③の該当項目)×2.3%	
定代理受領	※本加算は、算定要件を満たした場合に、I・加算されます。 介護報酬の告示上の額	II ሰን ለ / ሷ ሂ ሲ ህ / ህን

- ※<u>上表の金額は1割負担の場合の金額です。</u>負担割合証に記載された負担割合に応じて、 負担額が変わります。「2割」の方の場合、上記に2を掛け合わせた金額、「3割」の方 の場合、上記に3を掛け合わせた金額となります。
- ※上記その他加算費用については、職員の配置状況等により変更となることがあります。
- ※入院等ご入居者が外泊された際、お戻りになられるまでの間、その居室を短期入所者 (ショートステイ) 用に利用させていただく場合がございます。この場合、上記®の 外泊時費用は、発生致しません。

当施設は、社会福祉法人による利用者負担の軽減制度適用施設です。下記の要件に該当する方は、利用者負担が軽減されます。なお、制度の利用に当たっては、ご利用者から住所地の区保健福祉センター福祉・介護保険課へ申請が必要です。

(※保険者が福岡市の場合)

- (1) 年間収入が単身世帯で 150 万円 (世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額)以下であること。
- (2) 預貯金の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋、その他日常生活の為に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(2) 法定外給付

	· 	川 用	料				
区分	所得段階	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計 (限度額)	
	第1段階					300 円	
 ※ 食費	第2段階	424 円	454 円	50 III	464 円	390 円	
次及复	第3段階	424 🞵	454 🗇	50円	404 🗀	650 円	
	第4段階					1,392円	
	第1段階			320 円/	/日		
居室利用料	第2段階			420 円/	/ 日		
(個室)	第3段階		820 円/日				
	第4段階		1,180円/日				
	第1段階		0 円/日				
居室利用料	第2段階		370 円/目				
(多床室)	第3段階		370 円/日				
	第4段階		855 円/日				
		・業者設	定の実費	相当			
理容・美容サービス		※サービ	※サービス内容を細分化している場合(洗顔、				
			髪、顔そり、カット等)は、項目毎に金額を				
T			定めることもあります。				
日常生活品の	日常生活品の購入代行サービス		・購入依頼のあった品物を購入するのに要した				
		金額の実費					
		(なお	、オムツ	代は必要	こさいま	せん)	

- ※第1段階~第3段階の食費には、各段階別に負担限度額が設定されており、これを 超えた場合には、限度額が1日分の食費となります。
- ※経管栄養(胃ろう)の食費は、1,392 円/日を標準負担額と致します。第1段階~ 第3段階の方は、上表「食費」の料金となります。

- ※入院等ご入居者が外泊された際、お戻りになられるまでの間、その居室を短期入所者 (ショートステイ)用に利用させていただく場合がございます。この場合、上記の 居室利用料は、発生致しません。
- ※ご本人や他のご入居者の心身の状況により、安全配慮等の観点から居室変更をお願いする場合がございます。居室タイプ(個室・多床室)が変わった場合、上表の通り居室利用料が変更となります。

(3) 入居者の選定により提供するもの

区 分	利用料
日常生活に要する費用で本	・日常生活品の代行購入代金
人に負担いただくことが適	・レクリエーション費用
当であるもの	・趣味の会活動費用 その他

※(1)~(3)上記負担額で計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係 上、若干の差異が生じることがあります。

(4) 支払方法等

利用者負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いただきますようお願いします。

- ア 事業所指定の金融機関からの口座振替
 - ※サービス利用月の翌月25日に引落しさせていただきます。

(該当日が金融機関の休日の場合は、翌営業日となります。)

- イ その他の金融機関からの口座振替
 - ※事業所指定の金融機関以外にも対応が可能な金融機関があります。その場合、
 - 事業所指定金融機関の手続きに比べてお時間を要することがあります。
 - ※サービス利用月の翌月27日に引落しさせていただきます。

(該当日が金融機関の休日の場合は、翌営業日となります。)

- ウ 銀行振込(振込手数料はお客様負担となります。)
 - ※サービス利用月の翌月末日までに事業所指定の口座へお振込いただきますよう お願いします。

エ その他

※上記ア・イ・ウの支払方法が困難な場合は、現金でのお支払も考慮します。 その場合、サービス利用月の翌月末日までにお支払いただきますようお願いします。

11 サービス提供の記録等

- (1) 施設は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「個別サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容を記録します。
- (2) 施設は、一定期間ごとに、「施設サービス計画書」等の見直しを行い、前項の「個別サービス提供記録書」等に、その内容を記録します。
- (3) 施設は、前項にある「個別サービス提供記録書」等の記録をサービス完結の日から5年間はこれを適正に保存し、入居者及び家族の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

※白黒A4 1枚10円

12 苦情等申立先

	窓口担当者 介護長 嶋田 祥孝
小井 大手 大手 大手 大手 大手 大手 大手 大	解決責任者 施設長 大林 賢士
当施設ご利用	件次具任名 胞故文 入外 頁上
相談室	ご利用時間 毎日午前9時~午後6時
	ご利用方法 電話 (092) 554-0294 ファックス (092) 554-0295
	意見箱 (ギャラリーホールに設置)
法人設置の 第三者委員	 ・和智 公一 (和智法律事務所・弁護士) 092-751-3448 ・末永 須磨子 (民生委員・児童委員) 092-541-3030 ・宮里 幸子 (民生委員・児童委員) 092-542-8469

※第三者委員は、苦情に対する社会性、客観性を担保することをもって、法人の信頼や適正 化の確保を図ることを目的として設置しています。

○ 次の公的機関においても、苦情の申出等ができます。

	所在地	福岡市南区塩原3丁目25番3号
市町村介護保険相談窓口	電話番号	092-559-5127 (直通)
「南区保健福祉センター」	FAX番号	092-512-8811
福祉・介護保険課 ノ	対応時間	9:00~17:00 (月~金)
	所在地	福岡市博多区吉塚本町13-47
福岡県国民健康保険団体	電話番号	092-642-7800 (代表)
連合会 (国保連)	FAX番号	092-642-7853
	利用時間	9:00~17:00 (月~金)
	所在地	春日市原町3丁目1番7号
福岡県社会福祉協議会		クローバープラザ内
福祉サービス苦情相談	電話番号	092 - 915 - 3511
窓口	FAX番号	092 - 584 - 3354
	利用時間	9:00~17:00 (火~日)

13 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 社団誠仁会 夫婦石病院
所在地	福岡市南区大字桧原853番9号
電話番号	092-566-7061

医療機関の名称	医療法人 順和 長尾病院
所在地	福岡市城南区樋井川3丁目47番1号
電話番号	0 9 2 - 5 4 1 - 2 0 3 6

医療機関の名称	医療法人 佐田厚生会 佐田病院
所在地	福岡市中央区渡辺通2丁目4番28号
電話番号	092 - 781 - 6381

医療機関の名称	原村メンタルクリニック
所在地	福岡市南区大橋1丁目21番3号
電話番号	0 9 2 - 5 5 4 - 6 7 0 0

14 協力歯科医療機関

名称	医療法人 五洋会 前田歯科クリニック
所在地	福岡市中央区六本松4丁目9番12号
電話番号	$0\ 9\ 2-7\ 7\ 1-3\ 7\ 4$

15 虐待の防止について

当施設は、ご入居者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 委員会の設置、研修等を通じて、職員のご入居者に対する人権意識の向上や知識の向上に 努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に、当施設職員又は養護者(ご入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。
- (4) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員がご入居者等の 権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

○介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談窓口

福岡市保健福祉局	所在地	福岡市中央区天神1丁目8番1号
高齢社会部	電話番号	092-711-4319
事業者指導課	FAX番号	092-726-3328
	利用時間	9:00~17:00 (月~金)

16 身体拘束の禁止

当施設は、サービスの提供にあたり、ご入居者本人もしくは他のご入居者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、ご入居者の身体を拘束することはありません。

やむを得ず、身体拘束を行う際は、ユニット会議等で回避方法について十分に検討した上で、拘束を行う以外に安全確保が困難と判断されたケースについて、施設長や各専門職からなる「身体拘束廃止委員会」が緊急やむを得ない場合(①切迫性、②非代替性、③一時性)に該当するかどうか、その必然性について十分に検討した上で、ご入居者もしくはご家族へ説明し、同意をいただいた上で、実施いたします。

また、拘束を行った後はその状況を記録し、ユニット会議、身体拘束廃止委員会にて 拘束回避の可能性について、定期的に検討し、回避に向けた努力を行うと共にその結果を ご入居者もしくはご家族へご説明いたします。

17 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 当施設は、ご入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、ご入居者の家族、 又は身元引受人並びに福岡市及び関係各機関に連絡し、必要な措置を講じます。 ※連絡・報告は、福岡市の「介護サービス事故に係る報告要領」に拠ります。
- (2) 当施設は、サービスの提供によりご入居者に賠償すべき事故が発生した場合、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、ご入居者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (3) 当施設は、万が一の事故の発生に備えて、賠償責任保険(社会福祉施設総合賠償保障共済)に加入しています。

18 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム シティケア長住 消防計画」に 則り対応を行います。
	別途定める「特別養護老人ホーム シティケア長住 消防計画」に 則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して 実施します。
消防計画等	消防署への届出日:令和2年 2月 20日 防火管理者:大林 賢士

19 当施設ご利用の際に留意いただく事項

	ご入居者へ食べ物を差入れる際は、事前に職員へ連絡いただきますようお願いし
差入れ・	ます。また、対象は本人のみとし、他入居者や職員へのもてなし・贈物は、一切
贈物等	お断りいたします。場合によっては返却させていただく場合もございますので、
	ご了承下さい。
来訪・面会	来訪者は、面会時間(概ね 10:00~21:00)を遵守し、その都度「面会者カー
	ド」へ記入してください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
	※面会時は、施設で実施している感染症対策へご協力願います。
	また、感染症の発生状況によっては、一時的に面会をご遠慮いただくことがござ
	いますので、予めご了承下さい。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を申し出てください。
居室・設備・	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反し
器具の利用	たご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫 煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。(施設内は全館禁煙です。)
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居
	者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教•	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
政治活動	
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

20 看取り介護について

看取り介護は、『特別養護老人ホーム シティケア長住 看取りに関する指針』に基づき、 ご入居者が医師の診断のもと、回復の見込みがないと判断された時に、最期の場所及び治療等 についてご入居者の意思、ならびにご家族様の意向を十分配慮して行われるものです。

シティケア長住において看取り介護を希望するご入居者、ご家族の支援を施設スタッフ、 医師との協議、協力のもと、身体的及び精神的苦痛をできるだけ緩和し、可能な限り尊厳と 安楽を保ち、安らかな最期を迎えられようケアの提供に努めます。

また、看取り介護実施中にやむを得ず、病院や在宅等に搬送するご入居者においても、搬送先の病院等への引継ぎ等、継続的にご入居者、ご家族への支援を行います。

(1) 看取りの体制

- ①ご入居者又は、ご家族に対し生前意思の確認を行ないます。意向は途中で変更されても 構いません。その都度、ご相談に応じます。
- ②看取り介護とは、医師による診断(医学的回復にお見込みがないと診断したとき)がなされたとき看取り介護の開始時期となります。
- ③看取り介護実施にあたり、ご入居者又はご家族に対し、医師又は施設から、施設での看取 り体制について十分な説明が行なわれます。ご入居者、又はご家族は施設で看取り介護を 受けるか、医療機関に入院するか選択することができます。
- ④看取り介護においてはそのケアに携わる管理者、医師、看護師、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士が協力して看取りに関する計画書を作成し、原則として週1回以上、説明を行い、同意を得て、看取り介護を適切に行います。必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更いたします。

(2) 医師・看護師体制

- ①嘱託医師と情報を共有し、看取り介護の協力体制を築いています。
- ②看護師は24時間の連絡体制を確保(オンコール体制)、ご入居者の疼痛緩和等、安らかな状態を保つように状態の把握に努めます。

21 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	無し
実施した評価機関の名称	無し
評価結果の開示状況	無し